



SMTB年金ニュース

(平成26年12月15日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金】

厚生年金基金の残余財産の他制度への交付・移換に関する通知等の発出

解散した厚生年金基金（解散基金）の残余財産を他制度（確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）等）へ交付・移換する際の取扱いに関しまして、平成26年12月11日付で通知等が発出されましたのでご案内いたします。

また、本件に関しまして、厚生労働省へ確認した主な内容について併せてご案内いたします。ただし、今後の確認等で内容が変わる可能性がありますので、ご注意ください。

1. 通知等

(1) 通知『「厚生年金基金の解散及び移行認可について」等の一部改正について』

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20141215shiryoul.pdf

<主なポイント>

①残余財産のDCへの移換にかかる同意手続き

	改正前	改正後
同意手続きの位置付け	厚生年金基金解散時の手続き	残余財産のDCへの移換時の手続き
同意の取得時期	厚生年金基金解散にかかる代議員会の議決まで	— (実質的に、財産目録等の承認申請まで)
必要な同意	DC移換対象者となるべき者の2分の1以上の同意	DC移換対象者となるべき者の2分の1以上の同意 (対象となる設立事業所が複数存在する場合は、各設立事業所の該当者の2分の1以上の同意)
同意の取得が必要となるケース	DC移換対象者となるべき者が解散時における厚生年金基金の加入員の一部に限られる場合に必要	DC移換の際は常に必要
同意書の提出	—	解散基金の財産目録等の承認申請書に添付

②残余財産のDBへの交付にかかる同意手続き

	改正前	改正後
必要な同意	—	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業主の同意（設立事業所ごと） ◆加入員の同意（設立事業所ごとに2分の1以上の同意） ◆加入員であった者又はその遺族の同意（加入員であった者又はその遺族にかかる残余財産の交付を行う場合は、当該者個々の同意）
同意書の提出	—	解散基金の財産目録等の承認申請書に添付

③解散認可申請時の手続き

	改正前	改正後
他の制度への移行に関する検討状況	—	所定の様式で解散認可申請書に添付 ((4) ③を参照)

(2) 通知『「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について』
http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20141215shiryou2.pdf

<主なポイント>

①残余財産のDBへの交付

	改正前	改正後
DB実施日 (既存先への交付の場合は変更日)	—	<p>厚生年金基金規約に規定する、事業主から基金宛ての残余財産の交付申出期限 (※) まで</p> <p>(※) 遅くとも解散基金の財産目録等の承認申請日まで ((4) ①を参照)</p>

(3) 通知『「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について』

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20141215shiryoku3.pdf

<主なポイント>

① 残余財産のDCへの移換

	改正前	改正後
DC実施日 (既存先への移換 の場合は変更日)	厚生年金基金解散日と同日	厚生年金基金規約に規定する、事業主から基金宛ての残余財産の移換申出期限(※)まで (※)遅くとも解散基金の財産目録等の承認申請日まで ((4) ①を参照)

(4) 事務連絡『解散存続厚生年金基金の残余財産を他の制度へ交付又は移換する際の取扱いについて』

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20141215shiryoku4.pdf

<主なポイント>

① 厚生年金基金の規約例

<残余財産の他制度(DB・DC等)への交付・移換>

	内容
対象事業所	◆厚生年金基金の規約に規定することが必要とされた。 ◆ただし、解散認可申請までに対象事業所が確定していない場合は、全設立事業所を対象事業所として規定する取扱い等も可能とされた。(この場合、下記の申出期限までに対象事業所を確定する。)
申出期限	◆事業主から基金宛ての申出は、遅くとも解散基金の財産目録等の承認申請日までとされた。

②確定給付企業年金の規約例

< 残余財産のDBへの交付にかかる給付 >

	内容
加入者	<p>◆残余財産を原資とした支給は、残余財産の交付を受けたときから開始されることとなるが、仮交付を受ける場合は、仮交付を受けたときから支給を開始して差し支えないものとされた。</p> <p>◆残余財産の交付を受けた場合の給付額が、交付を受けなかった場合と同額又は下回るような設計は認められないものとされた。</p>
年金受給権者	<p>◆以下のとおりとされた。</p> <p>◇支給開始時期 残余財産の交付日又は一定の年齢(※)に達した日のいずれか遅い方の属する月の翌月。(仮交付を受ける場合は、仮交付を受けたときから支給を開始して差し支えない。)</p> <p>◇支給期間 上記「一定の年齢」に達したときから支給を開始していたものとして算定(※)。なお、支給期間の終了日が残余財産の交付前になる場合は、解散基金の残余支給期間等を勘案して別途設定。</p> <p>◇年金額の算定方法 交付金額を残余支給期間に応じた年金現価率で除した額を年金額とする方法は可能。(それ以外の方法により交付金額を原資とした年金額の算定を行っても差し支えない。)</p> <p>(※)原則としてDB規約に規定する老齢給付金の支給開始年齢、支給期間と整合するように規定。</p>

③解散基金の解散の手続き

	内容
同意書等の様式	<p>◆残余財産の他制度(DB・DC等)への交付・移換にあたっての同意書等の様式が示された。</p>
代議員会での議論等	<p>◆解散の認可申請に当たっては、他の制度へ残余財産の交付又は移換することについて、事前に事業主の要望を踏まえて代議員会で議論する等の適切な対応を行うこととされた。</p>

(5) 残余財産を他制度（DB・DC）へ交付・移換する場合のスケジュール

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20141215shiryou5.pdf

<主なポイント>

①残余財産をDBへ交付する場合のスケジュール

	内容
手続き・スケジュール	◆残余財産をDBへ交付するための各種手続き及びそのスケジュールが示された。 ◆スケジュールについては、以下の3パターンが示された。 ◇【パターン1】 残余財産の交付時から給付を開始する場合 ◇【パターン2】 仮交付によりDB設立時から給付を開始する場合 ◇【パターン3】 DB設立時より加入者の給付を開始する場合(DB加入者のみの残余財産を交付し、基金の上乗せ給付を継続する等の場合)

②残余財産をDCへ移換する場合のスケジュール

	内容
手続き・スケジュール	◆残余財産をDCへ移換するための各種手続き及びそのスケジュールが示された。

2. 本件に関する厚生労働省への確認事項

以下の別添資料をご参照ください。

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20141215kakunin.pdf

3. 通知施行日

平成26年12月11日

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 【電話番号】03-6256-3824